



# 大月市

## 定住促進中古住宅取得助成金制度 のご案内



大月市内の中古住宅を取得した場合、  
助成金を最高20万円交付します。

【問い合わせ先】

大月市総務部企画財政課

大月市大月2-6-20

電話:0554-23-5011

# 市内の中古住宅を取得した方に助成金を交付します。

## 事業期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日まで 5年間

## 助成対象者

次の要件をすべて満たしている者が対象となります。

- ①大月市内の中古住宅の取得者。
- ②世帯全員に市税等の滞納がない者。
- ③この制度による助成を受けたことがない者。

※申請については、中古住宅の所有権を移転した日から、3ヶ月を経過する日までに交付申請書の提出が必要です。ご不明な点がある場合は、事前にお問合せください。

## 助成対象となる中古住宅の要件

平成28年3月1日以降に所有権の保存登記、又は移転登記が完了した中古住宅。ただし、次のいずれかに該当する中古住宅の取得については、助成対象外となります。

### 【助成対象外となる住宅】

- ①別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等営利を目的とする住宅
- ②相続または贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅
- ③3親等内の親族から取得した住宅
- ④当該住宅が公共工事等に伴う移転補償等の補てんを受けて取得した住宅

## 助成額

(最高20万円)

※助成金は予算の範囲内で助成します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

### 基本助成金

①購入価格の  
100分の1  
を乗じた額。  
(1,000円未満切捨)

上限7万円

### 加算金

②配偶者がいる場合 2万円加算



③中学生以下の子どもがいる場合

1人いる場合	3万円加算
2人いる場合	6万円加算
3人以上いる場合	9万円加算



④親と同居する場合 2万円加算

### 【用語解説】

#### (1) 中古住宅

居住部分の床面積が50㎡以上であって、建物登記簿の建築年月日から起算して3年以上経過しているもの又は過去に住居として使用されたものをいう。

#### (2) 中古住宅の取得

購入した中古の所有権保存登記、又は移転登記が完了したことをいう。

#### (3) 申請者

本市の住民基本台帳に記載され、市内の中古住宅の取得者。

#### (4) 中学生以下の子ども

中古住宅の取得者と同一世帯に属する満15歳に達する日の前の最初の3月31日までにある者をいう。

#### (5) 親

中古住宅の取得者と同一世帯に属する父母または配偶者の父母をいう。

# ～助成金の申請から交付までの流れ～

## 中古住宅を取得

### ①助成金の交付申請（申請者→市）

「大月市定住促進中古住宅取得助成金交付申請書（様式第1号）」と以下の書類を大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書又は非課税証明書）  
※世帯全員の納税証明書。ただし、18歳未満のこの分は除く。
- ③建物の登記事項証明書
- ④対象となる住宅の案内図
- ⑤居住用面積が確認できる書類（建物平面図）
- ⑥対象となる住宅の売買契約書の写し
- ⑦共有名義同意書（様式第2号）【建物の所有が共有名義である場合】

### ②現地調査（市→申請者）

申請書の書類を審査し、書類上適合となった後、日程調整の上、市職員が実際に住宅の調査にお伺いします。

### ③交付決定（市→申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、交付額を決定し、「大月市定住促進中古住宅取得助成金交付決定通知書」を申請者に送付します。

### ④助成金の請求（交付決定者→市）

交付決定通知書を受領しましたら、「大月市定住促進中古住宅取得助成金交付請求書（様式第4号）」を、大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

### ⑤助成金の交付（市→交付決定者）

請求書の内容を確認した上で、指定された口座に助成金を振り込みます。

※この助成金は、所得税法における一時所得に該当します。税金の申告については税務署へご相談ください。